明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九五）　一
〔告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二六八）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立印刷局平成二十四事業年度財務諸表、平成二十四年度日本たばこ産業共済組合の決算、中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

## 省令

○厚生労働省令第九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十四号を第四百三十六号とし、第三百八号から第四百三十三号までを二号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百九　ピリメタニル

別表第一中第三百六号を第三百七号とし、第六十五号から第三百五号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五　3―エチルピリジン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

## 告示

○厚生労働省告示第二百六十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、みかん、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、もも、ネクタリン、すもも及びその他のスパイスに残留する塩酸ホルメタネートの量の限度並びにその他のうり科野菜、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、ネクタリン、うめ、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、その他のスパイス、その他のハーブ及び乳に残留するピリメタニルの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十五年八月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

第1のAの6の⑴の表のイナベンフィドの項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| イプフェンカルバゾン | 米 | 0.05ppm |
| | 魚介類 | 0.04ppm |

第1のAの6の⑴の表のエスプロカルブの項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| エタボキサム | ばれいしょ | 0.05ppm |
| | はくさい | 2 ppm |
| | トマト | 1 ppm |
| | ぎゅうり | 0.5ppm |
| | ぶどう | 10ppm |